



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

平成27年度 県連定時総会 会長挨拶 福岡県青色申告会連合会



梅原 祐治 会長

皆さんこんにちは

本日はご多用のところ、山崎博之 課税第一部長様をはじめ関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のなか、県下各地より、ご出席をいただき有難うございます。

さて、新公益法人改革を掲げて一昨年5月、全国青色申告会総連合が一般社団法人を設立、公益活動の推進を目指し、新しく事業活動を開始いたしました。また、当県連傘下の西福岡青色申告会、小倉青色申告会においても、全国青色申告会総連合の一般社団化をうけて、一昨年の4月1日より、一般社団法人として、スタートいたしました。西福岡会、小倉会では、公益性の高い事業活動の推進に努めるとともに、会員の良きパートナーとして、会員企業の発展のために、ご活躍されないと、お伺いしております。今後とも、地域社会に密着した、公益性の高い事業活動を推進していかれますようお願いいたします。

ところで、ご案内のとおり当連合会は平成16年12月に、北九州市から福岡市へ事務所を移転いたしました。翌17年には、福岡国税局、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご協力により、福岡県連祇園支部を開設することが出来ました。開設時は、支部会員ゼロ、運営資金ゼロからのスタートでしたが、全青色、当県連傘下各会ならびに関係各位の暖かいご支援をいただき、ようやく本来の青色申告会活動を推進することが出来るようになりました。そして、現在会員数は350名、昨年に続き、収支黒字額で終えることができました。これからは、事業活動をさらに進化させ、魅力ある会作りに努めてまいります。皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

さて、政府はICT(情報通信技術)による税務手続の普及と利用促進を掲げ、広報活動をすすめています。当連合会では、昨年の事業活動の最重要事業として、この「e-Tax」の普及推進を掲げ、平成26年分の所得税及び消費税確定申告書を、全会員が「e-Tax」で申告することを目指してまいりました。

その結果、全会員の方が会計ソフト「ブルーリターンA」や国税庁のホームページなどを利用して「e-Tax」により送信することが出来ました。これは偏に会員各位の日頃からの税務行政に対するご理解と、青色申告会に対しての深い愛情の賜と、深く敬意を表するものであります。

なお、リニューアルされた会計ソフト「新ブルーリターンA」は、「e-Tax」の機能の向上をはじめ、その他の諸機能が改善され、その利便性が格段に進化しています。今後は、会員各位のご要望を取り入れて、より使い勝手の良い会計ソフトを目指してまいりますので、今後とも一層のご利用を賜りますようお願いいたします。

ところで、いよいよ今年の10月から、社会保障・税番号制度、所謂マイナンバー制度の利用が始まりますが、利用開始に備え、研修会や資料等の提供を迅速に行うとともに、制度の円滑な普及促進に努めてまいりたいと存じます。会員各位の更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本日ご出席いただいた皆様方のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではありますが、わたくしの挨拶といたします。

平成27年6月12日

福岡県青色申告会連合会 会長 梅原 祐治

平成27年度事業計画

福岡県下の青色申告会役職員が一堂に会して、さる平成27年6月12日に福岡市博多区の博多都ホテルにて「福岡県青色申告会連合会平成27年度定時総会」を開催いたしました。

当日は、来賓として福岡国税局から山崎博之課税第一部長など関係幹部、博多・小倉・久留米・飯塚の各税務署長、そして友好関係団体の会長らが出席、福岡県連合会傘下の各青申会から役職員合わせて69名の参加がありました。また、総会に先立ち福岡国税局個人課税課記帳指導専門官 原雄一郎様より「社会保障・税番号制度について」と題して講演を拝聴いたしました。

この定時総会にて採択されました「平成27年度事業計画」を以下に記載いたしますので、会員の皆さま方もご周知とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 指導活動の充実強化

- (1) 電子申告納税システム(イータックス)に対応したICT(情報通信技術)による指導・相談業務の充実を更に推進する
- (2) 複式簿記を活用して青色申告の普及に努め、青色申告特別控除額(65万円)を利用する
- (3) 青色コーナーを設置し、青色申告の普及を推進する
- (4) 国税局主催記帳講習会の指導事業に参画して、青色申告の普及を図る
- (5) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及拡大を図り、複式簿記の普及活動を展開する

2. 税制政策活動の推進

- (1) 個人企業経営者の勤労性を正当に評価した事業主報酬制度の創設要望
- (2) 事業用資産を非課税とする事業承継制度の確立を要望する
- (3) 社会保障制度の抜本的な改革の要望

3. 会員増強運動と組織強化

- (1) 平成28年より利用が開始される社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を受け、福岡国税局より講師を招聘し、制度についての知識を修得する
- (2) 記帳義務の拡大に伴い、増大する新規青色事業者への入会を勧奨するため、県下各会の会員増強運動を支援推進する

- (3) 県下各会の青年部、女性部の育成を図りその事業活動を支援推進する
- (4) 全青色、県連未加入会へ入会の勧奨を徹底する
- (5) 全青色会費「会員割会費」を全会員が納入できるよう督促する
- (6) 県連支部の独立並びに社団法人化について研鑽する

4. 各種事業の推進

- (1) 北部九州青色申告会ブロック大会の開催
平成27年10月21日(水)長崎市(ホテルニュー長崎)
- (2) 全青色主催による各種大会、研修会への参加
- (3) 局連、県連主催による諸会議、研修会の実施

5. 福利厚生事業の推進

- (1) 全青色の各種共済制度を普及推進する
- (2) 小規模企業共済、中小企業退職金共済、国民年金基金制度を普及推進する
- (3) その他福利厚生事業の導入と推進

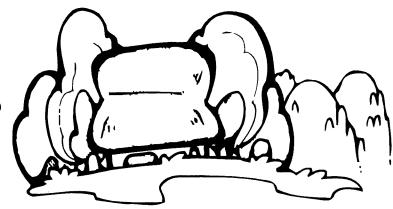
◎ 最重点事業の推進

- ・社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の利用開始に備え、研修会の開催や資料等の情報を提供して、制度の円滑な普及促進に寄与する
- ・白色申告者の記帳義務化に合わせて、積極的な指導対応が可能な組織作りを支援する



昨年の会報8月号にてお知らせしましたふるさと納税制度が、平成27年より一部変更になりました。大きな変更点は2つあります。

- ① H27.1.1より…住民税からの控除の上限が2倍になりました!! 特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されました。
- ② H27.4.1より…サラリーマンなどが一定の条件を満たすと申告が不要になりました! こちらは個人事業主でそもそも確定申告を行うみなさまにとって、メリットにはなりません。給与所得者で、寄付先が5自治体以内だった場合、各自治体に申請書の提出をすることにより確定申告が不要になりました(ワンストップ特例)。



変更点①の「特例控除額」が2倍になったことにより、寄付できる金額が大幅にアップしました。

これを機に従来より金額の高い寄付や、税金の使い道を意識した寄付に挑戦してみてはいかがでしょうか。

以下に昨年の会報の記事を、内容を改訂してもう一度掲載しますので、参考にしてください。

※ふるさと納税とは、都道府県・市区町村に対して寄付(ふるさと納税)をすると、寄付金額のうち2,000円を超えた部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるという制度です。

控除の内容

(控除額は①～③の合計です)

① 所得税：(寄付金額-2,000円)×所得税率(0%～45%)

② 個人住民税(基本分)：(寄付金額-2,000円)×10%

③ 個人住民税(特例分)：(寄付金額-2,000円)×(90%-所得税率(0%～45%))

※ 1 寄付金額が、所得税の場合は総所得金額等の40%、個人住民税(基本分)の場合は同30%を超えた部分は、控除の対象から除外されます。

※ 2 所得税率は平成26年度～平成50年度までは復興特別所得税を加算した率とします。

※ 3 ①②により控除できなかった寄付金額を③により全額控除します。ただし、住民税所得割額(=おおむね下の申告書「ココ!」の金額×10%)の20%を限度とします(従来は10%)。

以上のとおり計算式は少し複雑ですが、実質的な追加負担が2,000円で、所得税・個人住民税が減額されることになります。具体的に下のモデルケースで考えてみましょう。

☆モデルケース 課税される所得金額(下の申告書「ココ!」の金額)が150万円の個人事業者が1万円の寄付をした場合

寄付金額 10,000円

適用下限額 (自己負担) 2,000円	① 所 得 税 (10,000円-2,000円)×5% = 400円	② 個 人 住 民 税(基本分) (10,000円-2,000円)×10% = 800円	③ 個 人 住 民 税(特例分) (10,000円-2,000円)×(90%-5%) = 6,800円
---------------------------	---------------------------------------	---	--

→ 確定申告をすることで引いてもらえる所得税・住民税の合計額 8,000円 →

【特典】

ふるさと納税をすると、寄付をした地方公共団体から、その地域の特産品等がプレゼントされる場合があります。寄付先は自分の生まれ故郷でなくても構わないで、複数の地方公共団体に寄付をすることもできます。(寄付をすると何がもらえるかは、ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp/>などのサイトで確認すると便利です。)

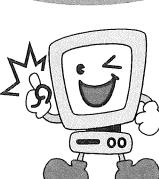
つまり寄付をすると、実質の自己負担額が2,000円で、寄付をした地方公共団体から特産品等を受け取ることができます!

ただし…

- ・寄付金控除を受けるためには確定申告をする必要があります(ワンストップ特例者は除く)。
- ・寄付金はいったん先払いとなり、税金が減額されるのは寄付をした年の翌年になります。
- ・寄付をして受けられる控除の額には一定の限度があるため、実質の自己負担額が2,000円より多くなる場合もあります。効率よく控除を受けたいと思う方は、下の目安表をもとにシミュレーションした方がよいでしょう。なお、詳しい金額の計算は総務省ホームページ等で参照ください。

年月日 平成27年分のふるさと納税の確定申告書B		F A 0 1 2 0
住所 又は 郵便番号	812 0038	フリガナ アオイロ タロウ
福岡市博多区祇園町4-40		氏名 青木 太郎
平成27年 1月1日 止	生年 昭和 年月日 1988 10 10	性別 男 小学校 青色商店
収入金額等	種類 金額 (単位は円)	年分以降用 備考 番号
事業 農業 不動産 利子 配当 給与 津 その他 総額 金額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	200万円 150万円 200万円 300万円 400万円 500万円
事 業 農 業 不 動 产 利 子 配 当 给 与 津 其 他 総 額 金 額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	100万円 25,000円 600万円 172,000円
事 業 農 業 不 動 产 利 子 配 当 给 与 津 其 他 総 額 金 額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	150万円 37,000円 700万円 210,000円
事 業 農 業 不 動 产 利 子 配 当 给 与 津 其 他 総 額 金 額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	200万円 52,000円 800万円 240,000円
事 業 農 業 不 動 产 利 子 配 当 给 与 津 其 他 総 額 金 額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	300万円 77,000円 1,000万円 350,000円
事 業 農 業 不 動 产 利 子 配 当 给 与 津 其 他 総 額 金 額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	400万円 116,000円 1,200万円 420,000円
事 業 農 業 不 動 产 利 子 配 当 给 与 津 其 他 総 額 金 額	課税所得金額 上位に付する税額 支はるる 配 当 控除 税金 支 金額	500万円 144,000円 1,500万円 520,000円

ココ!



【この表の見方】

課税所得金額が100万円の方は、25,000円以下の寄付であれば自己負担額は最小の2,000円となるが、これ以上の寄付をすると自己負担額が増加していくというあくまで目安です。

目安表			
課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額 の目安	課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額 の目安
100万円	25,000円	600万円	172,000円
150万円	37,000円	700万円	210,000円
200万円	52,000円	800万円	240,000円
300万円	77,000円	1,000万円	350,000円
400万円	116,000円	1,200万円	420,000円
500万円	144,000円	1,500万円	520,000円

*住宅借入金等特別控除やその他の税額控除がある場合には必ずしも上記の計算通りにはなりません。

ふるさとに貢献できて高級なお肉や果物がもらえるかも知れないふるさと納税制度、この機会にみなさんも検討してみませんか?

今月予定日	行 事 内 容	行 事 予 定 日	行 事 内 容
7月3日(金)・6日(月)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は6月号をご覧下さい	7月21日(火)～27日(月)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。
7月10日(金)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限	7月30日(木)～8月7日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(博多都ホテル12F・ビアホール)
7月10日(金)・13日(月)	会計ソフト「ブルーリターンA」初級講習会	8月21日(金)	(税理士による無料相談) ※各日10時～12時/13時～16時
7月15日(水)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)	7月3日(金)	※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
7月31日(金)	北部九州ブロック役職員研修会(事務局は閉めます)	7月21日(火)	※上記は都合により変更する場合がございます。
7月31日(金)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)	8月4日(火)	

祇園支部NEWS

メール : info@aoiro-f.com
H P : <http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編
後
集
記

別紙でご案内の「納涼暑気払い」も今年で5回目です。今年は小倉や西福岡、久留米の青色申告会の会員の方(青年部)と合同なので、いつもとはまた違うメンバーとも交流できるチャンスです。一緒にワイワイやりませんか?多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

(お詫び)

同封の全国版機関誌「BLUE RETURN7月号」のP.8～P.9にある図表1及び図表4に誤りがありました。訂正記事は同機関誌8月号に掲載いたします。何卒ご了承ください。